



Title	札幌農学校の文部省への移管と維持資金
Author(s)	秋林, 幸男; 門松, 昌彦; 夏目, 俊二; 西本, 肇; 根本, 晶彦
Citation	高等教育ジャーナル, 5, 92-110
Issue Date	1999
DOI	10.14943/J.HighEdu.5.92
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29762
Type	bulletin (article)
File Information	5_P92-110.pdf



[Instructions for use](#)

札幌農学校の文部省への移管と維持資金

秋林 幸男^{1)*}, 門松 昌彦¹⁾, 夏目 俊二¹⁾, 西本 肇²⁾, 根本 晶彦³⁾

¹⁾北海道大学農学部附属演習林, ²⁾北海道大学教育学部, ³⁾林業経済研究所

Transference of Sapporo Agricultural School to Ministry of Education And Maintenance Fund to Support the College

Yukio Akibayashi^{1)**}, Masahiko Kadomastu¹⁾, Shunji Natume¹⁾,
Hajime Nishimoto²⁾ and Akihiko Nemoto³⁾

¹⁾ The Hokkaido University Forests, Faculty of Agriculture, Hokkaido University, Sapporo 060

²⁾ Faculty of Education, Hokkaido University, Sapporo 060

³⁾ Institute of Forestry Economics, Tokyo 114-0014

Abstract—The Hokkaido University Experimental Forests covers approximately sixty-five thousand hectares (ha). As experimental forests that belong to single university, it may be the largest in the world. Before the World War II in Japan, some important national universities, formerly called the Imperial Universities, held large tracts of experimental forests: 240,000 ha of Tokyo University, 110,000 ha of Hokkaido University, 100,000 ha of Kyoto University, 60,000 ha of Kyushu University, etc. However, being an Imperial University was not a reason of holding large tracts of forests because Hokkaido University was set up not as an Imperial University during its founding period but as Sapporo Agriculture College which did acquire large tracts of experimental forests.

This study clarifies the purpose of the Imperial Universities in holding large tracts of experimental forests by way of analyzing the way in which Sapporo Agriculture College acquired large tracts of experimental forests and farms. Hokkaido University (or Sapporo Agriculture College) is one of the oldest institutions in Japan that had an education program for a high-level professional occupation. It is known that Sapporo Agriculture College was established by the Hokkaido Development Agency and was modeled on Massachusetts Institute of Agriculture.

However, it is not widely known that Sapporo Agriculture College had overcome its management crises until it transformed into Hokkaido University. Although there are some historical studies on its experimental forests and farms, there are few studies focusing on the relationship between the establishment of experimental forests and farms and the management crises that attacked Sapporo Agriculture College. Also, few studies explain the reason why the Hokkaido University has continued to hold large tracts of experimental forests after World War II; especially, no study clarifies the relationship among experimental forests, the system of university finance and the Fundamental Property.

This study deals with the management crises of Sapporo Agriculture College during the period when the governing body of the College was changing from the Hokkaido Development Agency to the Ministry of Education. The focus is on the establishment of experimental forests and farms, and on the way in which they sustained the finance of Sapporo Agriculture College. The main reason why the Imperial Universities including Hokkaido University held large tracts of experimental forests was not to promote academic researches, but to support university management as those forests were a part of the Fundamental Property of the University Maintenance Fund set in the Independent Account System of each Imperial University.

(Received on October 14, 1998)

*) 連絡先: 098-2943 北海道天塩郡幌延町字問寒別 北海道大学農学部附属天塩地方演習林

**) Correspondence: Faculty of Agriculture, Hokkaido University, Sapporo 060, JAPAN

1. はじめに

北海道大学(以下では北大と略する。)の前身は開拓史によって創設された札幌農学校であり、それはアメリカから教頭としてクラークを招き、マサチューセッツ農科大学をモデルにしていたことは知られている。

新渡戸稲造の弟子であり、札幌農学校の子を自認する矢内原忠雄は、戦後の大学の起点にあたって日本の大学史の中での札幌農学校の意義について、次のようにいう(注¹)。「私学は別と致しまして、官学と呼ばれるものの歴史をみると、明治の初年において日本の大学教育に二つの大きな中心があって、一つは東京大学で、一つは札幌農学校でありました。この二つの学校が日本の教育における国家主義と民主主義という二大思潮の源流を作ったものである。…札幌から発したところの、人間を造るというリベラルな教育が主流となることが出来ず、東京大学に発したところの国家主義、国体論、皇室中心主義、そうしたものが、日本の教育の支配的な指導的理念を形成した」点に近代日本の悲劇があったと。そして、蝦名寛造(注²)と山本玉樹(注³)は、札幌農学校が育てた内村鑑三の「非戦論」は平和憲法に結実し、新渡戸稲造の「人を育てる ヒューマンな精神」=教育理念は教育基本法の基礎になったと指摘している。

こうした初期札幌農学校について様々な視角から研究され(注⁴)、その成果は「北大百年史 通説」(注⁵)に所収されている諸論文などとして生み出されている。田中彰は東京大学の一つの前身となった駒場農学校と札幌農学校を比較し、駒場農学校にしても札幌農学校にしても「明治政府の殖産興業政策や教育政策の枠外にあったわけではないから、その限りでは岩倉使節団の関心と全く無縁であったことを意味はしないが、駒場農学校が使節団=大久保政権と比較的ストレートな関係にあったのに対し、札幌農学校は開拓使=北海道というワン・クッションをおき、かつそこに『全人格的な教育』の理念を基調にした異色な存在であった」(注⁶)ことを強調している。札幌農学校を「異色な存在」たらしめたクラークについて、山本玉樹は「クラーク博士の『言葉』が、巷間、あれほど流布されながら、- 一人の科学者・教育者として - どのような問題に取組み、どのような論文を発表したのか」という研究は少なく、クラークの報告や論文をすぐに手にすることは困難であることを指摘して

いる。そして、「クラーク博士がアメリカ建国以来の未曾有の危機、時代の苦悩・南北戦争に身を投じ、時代と格闘しつつ、全人格をぶつけ、自らが展開した研究・教育の実践の中で発表した論文こそ最も基本的、客観的に研究」(注³)されなければならないとして、山本玉樹は『W. S. クラーク博士論文集』を編纂している。

こうした札幌農学校の歴史は、北大の輝かしい伝統として語り継がれている。だが、札幌農学校は北大へ順調に発展をとげたわけではなく、幾多の危機を乗り越えて現在にいたったことにふれられることは少ない。現在の北大は、国立大学の中にあって、広大なキャンパスと農場、そして、演習林を保有していることが特徴である。その大部分は、これから述べる札幌農学校の危機の時代に維持資金の財源として形成されたものである。こうした演習林や農場のそれぞれの経営について歴史的な研究はあるが、それらの創設を札幌農学校の危機との関連で分析した研究や維持資金の財源として考察した研究はほとんどない。

明治初期の政府の各省庁は必要な人材を養成するために独自に高等教育機関を創設していた。後の東京大学の法学部、文学部、理学部そして医学部の前身となった文部省の東京開成学校と東京医学校、司法省の法学校、工学部の前身の一つである工部省の工部大学校、そして、農学部の前身となった駒場農学校と東京山林学校がそれである。札幌農学校も北海道開拓の人材養成を目的に開拓使によって創設された高等教育機関の一つである。明治初期の文部省は高等教育機関の一元的所管を主張し、こうした高等教育機関を統合・再編成して東京大学、帝国大学を創設していった(注⁷)。

札幌農学校の場合は、開拓使の廃止以降、農商務省北海道事業管理局、内閣直轄北海道庁、内務省北海道庁へとその所管がめまぐるしく変わった。その間の札幌農学校は、「存続と「格下げ」の危機の連続であった」といってよい。札幌農学校の危機は、明治18年、金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」(注⁸)で「葡萄酒製造、及び農学校の二件は、(北海道事業... 筆者挿入)管理局の事業中、尤も北海道に適合せざるものなり。」と指摘されたから始まった。さらに、明治23年から開設された、日清戦争までの初期帝国議会は民力休養を主張し、予算をめぐる政府と鋭く対立していた。このため札幌農学校の予算も伸び悩み、札幌

農学校は経済的運営の危機に陥り、数度にわたって教官給与の切り下げが行われた。そして、明治23年4月1日から施行された「会計法」(明治23年3月27日 法律26号)と「官立学校及図書館会計法」(明治22年2月11日 法律4号)によって札幌農学校は特別な資金を保有できないことになり、札幌農学校は深刻な財政的危機に直面した。

ここでいう特別な資金とは、「官立学校及図書館会計法」で保有が認められていた資金(維持資金と特別資金)のことである。戦前の帝国大学などの特別会計制度の特徴である、大学が資金を保有して将来は国庫から独立するという理念は、明治の初期から田中不二麿によって構想された。この維持資金の形成には、下関賠償償還金、清国賠償金等を財源にあてること帝国大学の教授層によって主張されたが、実現されることはなかった。帝国議会が開設される直前の明治22年4月1日には当時の大学の自治論である「帝国大学独立案私考」が起草され、帝国大学は天皇の特別保護下に立つ独立人格をもつものとし、財源は皇室保護金に仰ぐことを構想している^(注9)。この当時の大学の自治論=大学の独立論は、帝国議会の開設を目前にして行政府というよりも、むしろ議会からの独立を強く主張するものになっていることは注目される。明治23年に「官立学校及図書館会計法」によって維持資金構想が法制化されている。これ以降、東京帝国大学や京都帝国大学などは樺太、朝鮮、台湾など演習林を設置して維持資金の財源を獲得し、東京帝国大学の演習林は、一時期、約240,000haに達した。だが、こうした帝国大学や官立の単科大学の中から資金的に独立した大学は一校もないことは周知のことである。

札幌農学校の特別な資金についていえば、あとで詳しく見るように札幌農学校が所有していた農校園は明治22年より「収支計算上純益を見る」ことになり、北海道庁長官の許可を受けて明治23年から4年間にわたって農学校収入金として札幌農学校に交付される予定になっていた資金をいう。それは、開拓使のもとにあった札幌農学校が開拓10カ年計画の半ばを過ぎて今後の開拓事業のあり方を問う開拓使の「本使諭達」(明治10年10月)に応えた札幌農学校の「永続保護する策」=維持資金の形成の実現に他ならない。だが、明治23年の「会計法」と「官立学校及図書館会計法」の制定によって、一時、札幌農学校が特別な資金を保有する事は不可能になった。

札幌農学校は明治28年に文部省に移管し、「官立学校及図書館会計法」の適用を受けて再び資金を保有が可能になっている。そして、札幌農学校は、札幌同窓会が保有していた農地の寄付を受けて農場経営に乗り出し、今日の演習林となる森林を基本林、そして、札幌農学校演習林を獲得し、維持資金の財源を充実させていった。

国立大学の見直しや改革が進められ、中でも国立大学の独立法人化が議論されている今日、戦前期における国立大学の特別会計制度の特徴であった維持資金制度やその実体を再検討し、その意義と限界を明らかにする必要がある。維持資金制度全体を検討するまえに、国立大学の中でも広大な農場と演習林を保有する北大について検討しておかねばならない。現在の北大の農場、演習林の大部分や広大なキャンパスは先に述べてきた札幌農学校の維持資金の財源として取得されてきたからであり、農場、演習林の創設経過を札幌農学校の危機と維持資金の形成との関連で考察しておくことは不可欠である。また、こうした作業は、演習林ばかりでなく、各学部の付属施設の見直しが進められている今日、国立大学の設置基準を越えて、附属施設を高等教育機関の教育・研究の財産として考察し、現代社会が抱える新たな課題の研究・教育施設として構想する視点を獲得するためにも必要であると考えられる。

この報告では、北大が農場と演習林を所有することになった札幌農学校の危機の時代に焦点をあわせ、その維持資金と「官立学校及図書館会計法」、札幌農学校の文部省への移管と学科の縮小、そして、専門学科の拡張と維持資金の財源である農場・演習林の創設・拡張について考察した結果を報告する。

2. 「官立学校及図書館会計法」と札幌農学校

開拓使によって創設された札幌農学校は、開拓使の廃止直後も高等教育の一元的所管を主張する文部省への移管ではなく、農商務省の主張もあって北海道事業管理局の所管を選択し、北海道の開拓に密接に関連した高等教育機関として明治初期の高等教育機関の中では独自の道を歩んでいた。そして、札幌農学校は創設当初から農校園を設置していたが、それはクラーク、農校園長であったブルックスの指導のもとで、「経済収支に係る農場経営の場を与えるもの

ではな」く、「おもに北海道農家の模範園となるべき試作・教育・試験を行い、かつ生徒に実習の場を与えるもの」として運営されていた^(注10)。

だが、明治18年の「北海道三県巡視復命書」で「拓地殖民上農学校が不可欠ではなく、また、札幌農学校は学理高尚に過ぎ実業に暗い」^(注11)から「葡萄酒製造、及び農学校の二件は、(北海道事業…筆者挿入)管理局の事業中、尤も北海道に適當せざるものなり」と指摘されたことから札幌農学校の存続の危機が始まり、農校園の縮小としてあらわれた。農校園の縮小は次の様な経過をたどった。まず、明治19年に農商務省の北海道事業管理局が廃止されて内閣直轄の北海道庁が設置され、札幌農学校が北海道庁の所管になった。岩村初代長官のもとで北海道庁は開拓使時代からの官営事業を廃止して民営化へと方針を転換し、約740haに達していた札幌農学校の農校園も生徒実習地として残された約60haのほかは北海道庁勸業課の所属に移され、縮小された。

札幌農学校それ自体については、金子の札幌農学校批判について「政府内でどのような議論がなされたかは明らかではな」く、「政府に直ちに札幌農学校を廃止しようとする考えはなかったと思われる」とされている^(注11)。だが、札幌農学校は、「その存在意義にかかわるような批判に明確な対応策を講ずることができず、かつ農園が大幅に縮小されるという厳しい状況にあ」^(注11)った。しかも、明治19年に森有礼によって東京大学が国家の大学である帝国大学として再編されるなかでは札幌農学校の危機感が増幅されていったと考えられる。こうした中でアメリカ留学から帰国して間もない佐藤昌介は、岩村長官に北海道の開拓にとっての札幌農学校の必要性を主張し、アメリカのランド・グラント・カレッジをモデルとする札幌農学校の維持方法を提案^(注12)して、岩村長官の同意を得た。明治19年には札幌農学校官制^(注13)が制定され、札幌農学校は明治20年に校則を改正して農学科のほかに本科に工学科を開設し、北海道開拓を担う開拓農家を養成する農芸伝習科を農学校所属農園内に設置した。さらに、佐藤昌介は当時の文部大臣であった森有礼に札幌農学校が北海道開拓に不可欠であることと「兵備と開拓の二業を兼ね」る屯田兵の士官養成の必要性を訴え^(注14)、明治22年には札幌農学校官制^(注15)と屯田兵条例^(注16)が改正され、屯田兵の士官を養成する兵学科が設置された。そして、札幌農学校の財政的維持方法については、明治19年に

農校園を再編成して農場を「営業主義」によって運営する方針に転換し、将来的な存続のために財政基盤を充実して維持資金を形成するために広大な農場の獲得に乗り出した。

だが、明治23年に札幌農学校は大きな転機を迎える。第一には、明治23年7月7日から北海道庁が内閣直轄から内務省所管に移され、北海道庁のもとにあった札幌農学校も内務省の所管に移されたことである。第二には、明治14年の政変から政治課題となっていた帝国議会の開設、そして、第三には、同年4月1日から施行された「会計法」および「官立学校及図書館会計法」であり、内務省の所管となった札幌農学校の予算と財政的な維持構想に深刻な影響を与えた。

帝国議会の開設の影響は以下の通りである。明治23年から政府予算の決定には大日本帝国憲法によって帝国議会の「協賛」が必要になっていた。だが、民力休養と地租改正を唱える初期議会はその財源を確保するために行政整理と官制改革を主張し、政府と予算をめぐる鋭く対立した。このため政府の予算は伸び悩み、内務省所管にあった札幌農学校の明治26年の歳出予算は明治23年のそれに比べると半額近くまで削減されている。

また、「会計法」では札幌農学校が特別の資金を保有できなくなり、「官立学校及図書館会計法」では文部省直轄諸学校と農商務省所管の東京高等商業学校には維持資金の保有が認められたのに対して、「会計法」と「官立学校及図書館会計法」の施行当初は内閣直轄の北海道庁の所管にあり、その直後に内務省の所管に移った札幌農学校は「官立学校及図書館会計法」の適用から除外され、維持資金の保有が認められなかった。札幌農学校が「官立学校及図書館会計法」の適用から何故除外されたのかは未だ明らかにはなっていない。

だが、文部大臣から内閣総理大臣にあてられた明治23年8月13日付けの文章「寅機40号」^(注17)を検討することによって、第一には「官立学校及図書館会計法」の適用から札幌農学校が除外された経過についてある程度接近することができ、第二には札幌農学校を管轄する北海道庁が内閣直轄から内務省所管に移ることが札幌農学校にとってどういう意味があったかをある程度明らかにできる。それによれば、開拓使の廃止以降、札幌農学校は農商務省北海道事業管理局、そして、内閣直轄の北海道庁の所管に属

し、「従前の慣行に従い本大臣(文部大臣...筆者挿入)指揮監督外に立ち他省所管の官立学校に等き取扱」であった。だが、「北海道庁は其の官制改正に依り内閣の直管を離れ総て各省大臣の指揮監督する所と為」り、以前に「北海道長官より直ちに内閣に差出したる函館商業学校官制及札幌農学校函館商業学校特別会計法の件上請書本省に提出すべき旨を以て却下相成候」から「自今同庁(北海道庁...筆者挿入)所管学校は本大臣の所管に属し.....札幌農学校及今後官制を發布されるべき同庁所管学校奏任職員の儀は.....本大臣に具状」させるように閣議を請っている。また、札幌農学校資料として保管されている先の「寅機40号」には「函館商業学校官制及札幌農学校函館商業学校特別会計法の件は内閣より却下したるにあらず北海道庁より引戻を申し出たるによる」と記載された小寺の押印したメモが付されている。なお、ここで押印している小寺は小寺甲子二のことで、1885年に札幌農学校を卒業し、1886年9月から札幌農学校の助教、1891年9月から1897年9月まで助教授として英語、物理学、生理学を担当し、1896年7月から道庁属を兼務した人物と推定される(注11)。

以上のことから「官立学校及図書館会計法」については次のように考えられる。日時は不明であるが、明治23年3月27日以前に北海道庁は札幌農学校に「官立学校及図書館会計法」の適用を受けるために内閣に上請書を提出していた。しかも、小寺のメモによれば、札幌農学校が「官立学校及図書館会計法」の適用を受けることができなかったのは、北海道庁が内閣から上請書を引き戻したためであり、直接的には内閣の意志ではなかったことを示している。だが、北海道庁が上請書を引き戻したのは、北海道庁内部の事情なのか、北海道庁と内閣の協議の上なのかは依然として不明であり、今後の研究を待たなければならない。

次には札幌農学校の指揮監督の問題である。この寅機40号では、北海道庁が内務省に移管する以前の札幌農学校は文部省の指揮監督の埒外にあったことを示していることが確認できる。だが、明治23年9月25日に内閣総理大臣名で「北海道庁所管学校高等官進退等の件請議の通り」と指令しているから(注17)、札幌農学校の「高等官」の進退は文部省の監督を受けることになった。

また、明治23年7月7日までの札幌農学校官制は内閣総理大臣名で公布されていた。だが、明治24年

1月24日の勅令第6号札幌農学校官制の改正(注18)から内閣総理大臣と文部大臣との連名で公布されていることが注目される。したがって、以前と同じく北海道庁の所管にあっても札幌農学校は、「予算編成と「官立学校及図書館会計法」の適用をのぞいて、北海道庁が内閣直轄から内務省所管へと移った明治23年7月7日から実質的に文部大臣の指揮監督のもとに入ったことを示している。しかも、明治19年12月28日の「札幌農学校官制」(勅令第84号)から明治24年1月24日に改正された官制までは「札幌農学校は北海道長官の管理に属し農工に関する学術技芸を教授する所とす」とされていた。だが、明治24年7月24日の勅令第142号(注19)によって札幌農学校の官制が改正されて「札幌農学校は北海道長官の管理に属し農業に関する学術技芸を教授する所とす」とされ、官制上では工学科の姿が消えることになった。そして、教授定員は10名から8名に縮小されることになった。また、札幌農学校は明治23年の「会計法」と「官立学校及図書館会計法」によって維持資金を保有できなくなり、明治19年以降「資金の独立」を図るために集積してきた広大な農場を北海道庁に返却して農場を縮小し、それに代わって札幌農学校の札幌同窓会が北海道庁から寄付を受けて農場経営を行うことになった(注11)。そして、明治23年以降、札幌農学校の予算は削減されて財政的にも逼迫し、札幌農学校の廃止論や縮小論がうわさされていた。こうした中において、札幌農学校は「官立学校及特別会計法」の適用にむけて運動を開始した(注20)。

3. 札幌農学校の文部省移管と縮小・「格下げ」

「官立学校及特別会計法」の適用を受けようとする札幌農学校の主張は、札幌農学校が北海道で必要とされる実学教育を担う唯一の高等専門学校であり、欧米諸国の事例のように札幌農学校に農事試験場を設置し、経済的独立のために資金蓄積の道をひらく必要であるというものであった。だが、内務大臣井上馨と文部大臣井上毅の協議の結果、政府と議会が対立する国会のもとでは「官立学校及図書館会計法」を改正して札幌農学校に適用することは困難であると判断し、札幌農学校を文部省へ移管して「官立学校及図書館会計法」を適用することが決定された

札幌農学校の移管と「官立学校及図書館会計法」の

適用は以下にみるような経過をたどって実現された。北海道長官は明治 26 年 9 月 15 日に内務大臣にあてた「札幌農学校に財産寄附の儀上申」を提出し、明治 26 年 9 月 21 日に内務大臣から内閣総理大臣あてに秘乙第 347 号「札幌農学校特別会計施行の件」が提出されて閣議にふされた。そして、明治 26 年 10 月 4 日に内閣総理大臣は「札幌農学校を文部省直轄学校と為し特別会計を施行するの件請議の通」と指令している^(注21)。明治 26 年 11 月 10 日の勅令第 208 号によって札幌農学校は明治 27 年 4 月 1 日から文部省直轄学校になることが正式に決定された^(注22)。この勅令では札幌農学校職員の定員は教授 6 名、助教授 10 名、書記 6 名とされ、明治 24 年の官制に比べると教授定員はさらに 2 名が削減されている。だが、明治 27 年度予算を審議する帝国議会の衆議院が解散され、明治 27 年度の予算は明治 26 年度予算によることになり、明治 27 年 4 月から札幌農学校に「官立学校及図書館会計法」を適用することは不可能になった^(注23)。このため札幌農学校の文部省への移管と「官立学校及図書館会計法」の適用は明治 28 年 4 月まで延期された。

札幌農学校の文部省への移管を決定するときに内務大臣井上馨と文部大臣井上毅との間で重要なことが取り決められている。それは「札幌農学校の教務を改良し且特別会計を施行する等に関する理由」^(注24)によって窺い知ることができる。その文章では第 6 項目以降が省略されていて全体がわからないが、主要な項目を示すと以下の通りである

- 「一 札幌農学校は北海道の農業に従事すへき実業者其進歩改良を講究すへき学者及住民の師となるべき人物を養成するを目的とす……
……(二、三を略…筆者)……
- 四 工学科兵学科及予科を廃し単に農学科を存し外国教師全廃し適良の教官をして之に代わらしめ本邦の実務に適切の授業を為すべし
- 五 予科の現存生は 27 年度に於て新設すべき札幌尋常中学校に移し且爾後農学校は専ら該尋常中学校卒業生をして入学せしむべし
- 六 兵学科は其学科の設ありと雖とも現在生徒なし工学科の現存生は便宜其業を卒はら

しむるの方法を設くべし

以下略す」

この文章に見られる札幌農学校の位置づけは、これまでの北海道開拓に密接に関連した高等教育機関という考え方やその建学精神と大きく異なり、明治 24 年 7 月に改正した札幌農学校官制と同様に工学科と兵学科の二学科を廃止し、北海道農業に適應した農学教育だけを行う機関としている。また、外国教師の全廃は、明治 6 年の学制追加二編にいわれていた「外国教師にて教授する高尚なる学校」というべき格の高い専門学校の否定であり、明治 26 年には外国人教師であったマサチューセッツ農科大学出身のアーサー・A・ブリガムを解雇している。そして、予科を廃止して中学校卒業生を本科に直接入学させることは同じ高等教育機関であっても高等学校の卒業生を教育対象とする帝国大学レベルではなく、高等学校の専門学部レベル、あるいは、東京帝大の実科やこの後に新設されてくる高等農林学校レベルへの札幌農学校の格下げを意味した

しかし、当時の文部大臣であった井上の実業教育と高等教育のシステムの改革構想からすれば、その実施の一つともいえる。森有礼の文部大臣の時に「教育令」に代わる「小学校令」「師範学校令」「中学校令」そして「帝国大学令」の四つの学校令で作り出された帝国大学 高等中学校 尋常中学校 高等小学校 尋常小学校という教育システムは、教育年限がながく、お金がかかりすぎるといふことと専門・職業教育がこの教育システムには位置づけられていないといふ二つの問題を抱えていた。このため明治 20 年代では、それまで文部大臣の権限にかかわる問題として文部行政の内部で論じられ処理されてきた学制の制度改革が、広く社会的・政治的な問題として大きくクローズアップされていた。

そうした中で文部大臣に就任した井上は、実業教育を教育システムに位置づけるとともに高等学校令を制定してそれまで中等教育の一部とされてきた高等中学校を独立の高等教育機関とする高等教育の制度改革に着手する^(注25)。その基本構想では、高等学校は帝国大学入学者のための予科をおくことができるが、その本体は専門学部において「専門の学科を授くる所」とする。将来、それを大学とし、帝国大学は大学院にまつりあげてしまうというものであった。先に見た札幌農学校を文部省に移管するにあたっての

文部大臣と内務大臣の協議の内容はこうした構想の一環であったを示していると考えられる。事実、後で見ると予科を廃して中学校の卒業生を本科に直接入学させるということは、高等学校の予科卒業生を入学させる帝国大学と予科を設置していた東京高等商業学校を除く文部省のすべての直轄学校で実施された。

また、札幌農学校を北海道農業に適応した農学教育だけを行う機関として位置づけるといふ文部と内務の両大臣の協議した内容は、文部大臣の井上が帝国大学から農科大学を分離して「農科専門学校」とする構想をもっていたことと無縁ではないと考えられる^(注25)。帝国大学の農科大学は、明治23年にそれまで農商務省の所管であった東京農林学校が浜尾新(当時文部省専門学務局長、後に東京帝国大学総長、文部大臣)らの推進によって帝国大学に合併されて創設された。この時、合併にいたる手続きや農学を大学で教授することの是非をめぐって帝国大学の評議会は文部省と対立し、評議員一同の辞表提出にまでいたったといわれる。農業教育の実用性を重視していた井上はこの農科大学を帝国大学からふたたび分離して「農科学校」とする勅令案を準備していたが、実現されなかった。ちょうどこの時期に起こった札幌農学校の文部省移管と格下げ問題には、確かに文部省内部には金子堅太郎のいう「組織及教科の課程、悉く高尚に過ぎ」という認識があったのかもしれない。だが、寺崎昌男が指摘するように逼迫した財政事情があってもなお札幌農学校を文部省直轄としたことは、それを梃子にして高等教育政策の中での実業教育を再編成しようとしていたのではないかと考えられる。

だが、井上の高等教育の改革構想は失敗に終わる。五つの高等学校の中で井上の構想にしたがって第三高等学校だけが大学予科をおかず、法・工・医の三学部からなる専門教育機関となっていた。そして、工・医の二学部をもった第五高等学校を除く三つの高等学校は医学部をおくだけにとどまり、依然として大学予科が教育の中心を占め続けた^(注25)。しかも明治30年に京都帝国大学が創設された直後に第三高等学校の専門学部は廃止されている。また、多くの志願者を集めるようになっていた医学部だけが千葉、仙台、岡山、金沢、長崎の医学専門学校として明治34年に独立し、高等学校は帝国大学への予備教育機関となったからである。井上の改革構想の失敗は、当時帝

国大学総長であった菊池大麓の反対論にみるように帝国大学が公認のエリート養成機関として獲得した様々な特権の放棄を拒み、教育水準の低下を批判し、また、学生も帝国大学よりも一段低い地位におかれた高等学校の専門学部をきらい、より激しく大学予科をめざしたために、高等学校の専門学部は医学部を除いて不振をきわめたことにある^(注25)。

札幌農学校の予科の廃止と格下げ問題は、日清戦争以降、進学意欲が高まってこうした高等教育制度の改革構想の失敗が表面化し、文部省の高等教育政策が転換する直前におこった。札幌農学校の予科の廃止を中心とする格下げ問題をめぐって札幌農学校も激しく抵抗する。それは、明治28年の文部省への移行ともなつて札幌農学校から文部省に提出された明治29年度の予算書に対する文部省の詰問 - 「明治29年度予算書に依れば(予科の...筆者挿入)現在生を札幌尋常中学校に移されざるのみならず同年度において尚ほ四十六名を入学せしむることに相成居候に付其理由承知致度候」^(注26) - から表面化した。問題の焦点は校則改正による予科の廃止と在学する予科生の取り扱いである。

文部省専門学務局長と文部大臣官房会計課長の連名で札幌農学校長あての明治28年12月19日の文章^(注27)で札幌農学校を説得している文部省の理由は次のようなものであった。先にみた「札幌農学校の教務を改良し且特別会計を施行する等に関する理由」書は明治26年に文部省と内務省の両大臣が「其当時貴校の存廃はこの条件によって相決候」もので、明治27年度と28年度の予算を提出した際にも帝国議会でこの理由書の内容を説明した。しかも「内務省所管北海道庁の部札幌尋常中学校費」の予算を議決した帝国議会で「札幌農学校の入学生は専ら該中学校の卒業生よりとることとし札幌農学校の予科は廃止する計画」と説明しているから、予科を廃止しなければならない。また、明治27年9月29日付けの文部省令第24号「尋常中学入学規程」^(注28)によって学科程度に影響を受けるのは札幌農学校ばかりでなく、「尋常中学校の卒業生より取る所の学校」が少なからず影響を受ける。札幌農学校が激変を受けるからといって校則を改正しないということではできないとして、尋常中学校卒業生が入学できるように校則の改正を指示している。

こうして札幌農学校は校則改正を行うことになるが、札幌農学校の格下げに対する抵抗がなくなった

わけではない。明治29年4月に文部省に提出した札幌農学校の学則改正案^(注29)では、本科と農芸伝習科の修学年限を1年づつ延長してそれぞれ5年と3年にし、本科の卒業生には農学士の称号を授与することとしている。だが、文部省はこれを認めず、予科を廃止して本科の修学年限を高等学校の専門学部の修学年限と同じ4年にし、農芸伝習科の修学年限を2年としたが、農学士の称号授与については何も触れていない^(注30)。農学士の称号授与については後で述べることにする。

その後、学内に設けられた新渡戸稲造を委員長とする校則実施取調委員会は札幌農学校に1カ年の中学校補習科の設置を決議し^(注31)、この報告を受理した農学校長の佐藤昌介は中学校補習科設置の件を二度にわたって文部省に上申している^(注32)。この上申に対して明治30年7月に認められない旨の文部省からの回答があった。予科の廃止と中学校卒業生の本科への入学は、札幌農学校の単なる格下げにとどまらず、札幌農学校に教育内容と程度に大幅な変更をもたらす、札幌農学校の異質な教育機関への転身を迫るものであったと考えられる。

4. 札幌農学校の予修科の設置と専門学科の拡張

明治30年12月に上京していた札幌農学校長の佐藤昌介に文部大臣の浜尾新から意見書の提出が求められたときから文部省の札幌農学校に対する政策は大きく変化する。そして、明治31年の1月に佐藤昌介は「札幌農学校拡張意見書」^(注33)を提出し、予科にかわる予修科の設置が認められて本科は帝国大学レベルの教育年限が維持されることになり、中等レベルの学科が開設されて、札幌農学校は拡張に向かうこととなった。

文部大臣浜尾新の命に答えて佐藤が提出した「札幌農学校拡張意見書」では予科に代わる二年制の予修科の設置、農学士の授与と専門学科の新設を主張している。北海道の農業の進歩には「高等なる実務的人物」、すなわち、農学士を養成する必要があるが、そのためには中等教育の不足を補い、本科の農学教育に不可欠な諸科学と外国語の予備課程を収得する予修科の設置が必要である。また、農学士号の授与は、その称号たると学位たるとを問わず、札幌農学校にとっては死活問題であって、札幌農学校の出身者に

としては「高等の學術技芸を修得せる確証」となるものであり、札幌農学校には不可欠である。だが、予修科の設置と農学士号の授与にとどまることはこれまでの札幌農学校の状態を維持するに過ぎない。北海道の開拓と実業の振興に貢献するためには札幌農学校を拡張し、林学科、水産学科、商業科、そして、医学科の新設が必要であるというものであった。

佐藤の「札幌農学校拡張意見書」にいう予修科の設置と農学士号の授与は不可分の関係にあった。この当時、日本の高等教育機関で学士号を授与できるのは東京・京都の帝国大学と後に一橋大学へと発展する東京高等商業学校、そして、札幌農学校に限られていた。学士号の授与は修学年限、教育程度が帝国大学レベルとみなされた高等教育機関の卒業生が対象であったと考えられる。

札幌農学校が文部省に移管した前後に、帝国大学レベルではない高等教育機関の卒業生にも学士の授与を文部省内部で検討していた事例がある。高等学校令(明治27年6月25日勅令75号)の制定の過程を検討した寺崎の研究^(注25)では、井上が文部大臣に就任したころから「高等学校令」の制定に着手したが、閣議に提出された初期の「高等学校令」案では「高等学校に於て専門学科を卒業したる者は高等学校学士の称を受く」とされている。だが、閣議段階の修正では高等学校の専門学科の卒業生には得業士を授与するとされたが、結局、公布された「高等学校令」では高等学校の専門学科の卒業生には学位が授与されないことになった。これに対して、あとでみるように中等レベルから中学校卒業生を入学させて専門教育をおこなうことになった札幌農学校の土木工学科と森林科の卒業生には得業士が授与されている。また、明治35年に創設された盛岡高等農林学校では校長の玉利喜造から文部省に学士の授与をたびたび要請したにもかかわらず、卒業生には得業士の授与にとどまった。こうしてみると、札幌農学校にとっては予科が廃止されて中学校の卒業生が直接入学し、教育年限が短縮されることは学士号の授与が不可能になると考えられた。予科に代わる予修科の設置は学士号の授与に象徴される帝国大学レベルの高等教育機関として維持できるか否かの死活問題であった。

明治29年の札幌農学校の校則改正では農学士号の授与を校則に盛り込んでいたにもかかわらず、先にみたように文部省はなにも指摘していない。それは、これまでの予科の学生が在学し、予科を卒業した本

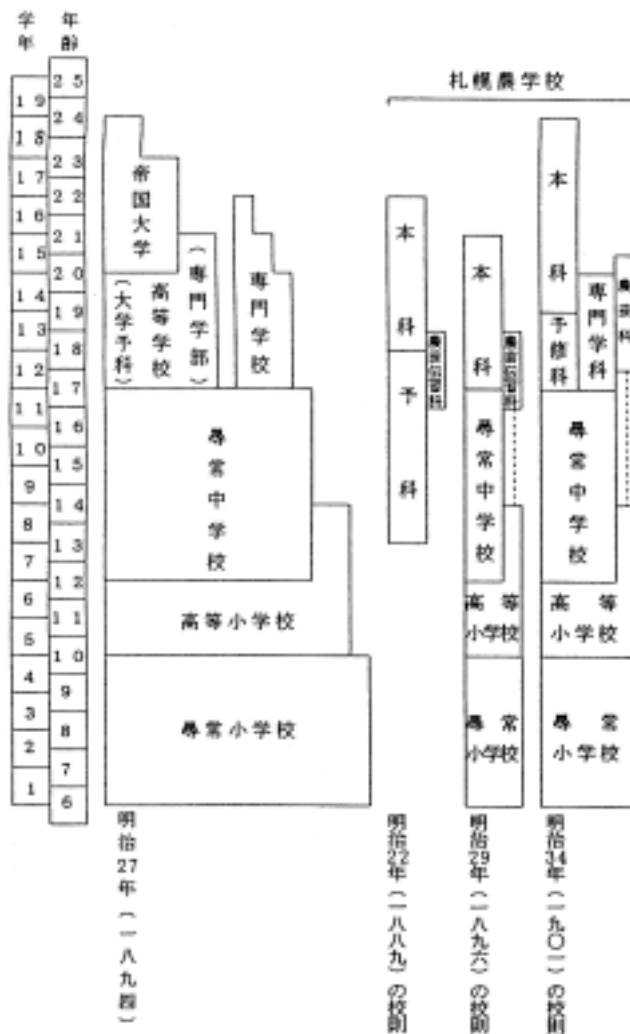


図1. 札幌農学校の入学年齢と修学年限

科の学生が在学する以上、農学士の授与を校則から除外できなかつたと考えるべきであろう。だが、尋常中学校の卒業生が、直接、本科に入学して卒業する段階では事情が異なり、札幌農学校の農学士の授与は風前の灯火であった。

「札幌農学校拡張意見書」が文部省に提出された1ヶ月後に札幌農学校は予修科の設置を文部省に上申し、校則改正案を文部省に提出した。3月末から4月の初頭かけて文部省の小山実業局長が札幌農学校を視察している^(注11)。そして、4月3日付けで「札幌農学校卒業生の北海道拓殖に及ぼせる功績」^(注34)についての説明文書を札幌農学校は小山実業局長に提出した。明治31年5月3日には札幌農学校に2年間の予修科が設置されることになった。こうして札幌農学校の本科の修学年限は、図1にみるように尋常中学校卒業後、予修科(2年)、本科(4年)となり、変

則ではあるが、高等学校(3年)、帝国大学(3年)という帝国大学の修学年限と同じになって、札幌農学校の格下げ問題が解決されることとなった。

帝国大学とならぶ高等教育機関としての地位を再び回復した札幌農学校は大学への昇格運動を開始するとともに、「札幌農学校拡張意見書」で構想された専門学科の中等教育課程を増設していく。この間に増設された中等教育レベルの専門学科は北海道の拓殖政策のための人材養成を担うものであった。明治19年に開設された北海道庁は、岩村長官の「貧民を植えずして富民を植えん」^(注35)という北海道の開拓方針に転換し、官営企業を民間に払い下げ、土地処分の方法を改め、殖民地区画選定事業を開始して北海道へ民間資本を導入する条件整備を開始した。土地処分の方法では、「北海道土地払下規則」によって有償による大地積の土地処分の道を開き、明治30年の「北海道国有未開地処分法」によって無償附与主義による大地積の処分が可能になり、小作農場を生み出した。

こうした開拓の進展とともに、明治25年に北海道庁長官になった北垣国道は、明治26年に井上内務大臣に「北海道開拓意見具申書」を提出し、北海道開拓事業12年計画を樹立した。この計画は日清戦争のために実行には移されなかったが、明治29年から空知太・旭川間の鉄道の敷設が開始され、この後、北海道開拓政策の財源の確保と事業の計画化が進められることになった。こうして道路、橋梁、排水路の掘削、港湾調査と築港などによる基盤整備が促進され、農業と水産業が奨励されている。こうした拓殖政策を進める技術者の養成が札幌農学校に求められ、札幌農学校は土木工学科、森林科等の中等教育の専門学科を増設していった。

「札幌農学校拡張意見書」の提出を命じられる前に札幌農学校は、明治30年度予算で土木工学科の新設と選任の教授定員2名の増員を要求した^(注36)。それは、明治26年の文部大臣と内務大臣の協議によって工学科の廃止が予定され、明治29年に廃止されたことと相反するが、先に述べた北海道の開拓事業のために道路、排水運河、鉄道、築港等の工事に必要とされる技術者を養成する土木工学科を新設するというものである。そして、明治30年4月22日の勅令^(注37)によって札幌農学校の官制が改正され、教授定員が6名から8名に増員されて土木工学科の教授定員が確保された。明治30年4月に土木工学科の規程が追加

した札幌農学校の校則改正を文部省に提出し、5月10日には土木工学科の設置が認められている。この土木工学科の修学年限は3年で、入学資格は「高等小学校4学年卒業又は尋常中学校二学年を修業したるもの若しくは之と同等の学力を有し品行方正の年齢17歳以上にして募集に応じ入学試業に及第」したものであるから、この土木工学科は中等教育レベルの実業教育であったといつてよい。

札幌農学校の森林科は以下のような経過によって新設された^(注38)。当時の北海道では移民の増加とともに国有未開地が欠乏し、官林にも農耕地が求められる状態にあった。北海道庁は明治32年に「官林種別調査規程」を制定し、第一種林 将来永く国有林として保存経営すべきもの、第二種林 将来公有林として経営すべきもの、第三種林 将来私有林として経営すべきもの、第四種林 将来森林として経営する必要のないものの四種に選定、区分する官林種別調査と仮施業案の編成を開始し、農耕予定地と森林の区分を明確にした。そして、明治35年には「北海道十年計画」の森林経営事業の拡張によって全道30個所の「林務課員派出所」と98個所の「保護区員駐在所」を配置している。こうした北海道庁の森林経営事業の拡張に応じて人材を養成しようとしたものが、「札幌農学校拡張意見書」で構想されている中等教育レベルの森林科の設置にほかならない。「札幌農学校拡張意見書」の中では森林科の設置要求の経過について次のように説明している。それは、「明治31年度に於て北海道庁当局者は速成の林学生を札幌農学校に委託して養成せしむるの見込みにて（札幌農学校は…筆者）その協議を受け」たが、「帝国議会の解散と共に事皆画餅に属する」にいたった。だが、「林業者養成の必要は依然として存在する」から、札幌農学校は「明治32年度より本校に速成の林学科を設置し以て本道目下の需要に応ずる」べきだということが「札幌農学校拡張意見書」で主張された森林科の新設の要求である

札幌農学校の予修科の設置が認められた明治31年の5月には文部省の求めに応じて「簡易林学科」の新設の必要性和「学科課程」を説明し、そして、尋常中学校二年生修了者を入学資格とし、卒業者の資格を尋常中学校卒業者と同等以上とする「簡易林学新設説明書」を送付している^(注39)。翌年の明治32年3月31日付けの勅令105号^(注40)では、札幌農学校の教官定員を定めた明治26年の勅令208号を改正して、

森林科の新設のために教授、助教授の定員が確保されることとなった。明治32年4月には、入学者の資格を中学3年修了者とする森林科の設置と土木工学科の入学程度を森林科と同じ程度に引き上げる校則改正の伺いが提出されている^(注41)。それは明治32年5月に認可され、中等教育レベルの森林科が明治32年9月から開設されている。

森林科が開設された2年後の明治34年2月12日付けで文部省実業教育局長から札幌農学校長あてに「貴校将来拡張に要する臨時費の概算額及び大略の内訳高至急承知致したし電信にて回答あれ」という電報を受けた^(注42)。札幌農学校は明治34年2月13日付けの電報で回答しているが、それは明治34年度追加予算案の編成のためと考えられる。その回答によれば、札幌農学校の拡張案は、本科である農学科の外に大学レベルの農芸化学科と林学科、そして、別科として獣医学科を新設する。既設の中等教育レベルの土木工学科と森林科、そして、農芸科の入学資格を尋常中学校卒業者に引き上げて、修業年限3ヶ年の高等教育の専門学校レベルとする。予修科は3ヶ年の課程とし、高等学校の代用とするというものであった。こうした拡張案の一部が認められ、土木工学科と森林科の専門学科は専門学校レベルに引き上げられ、札幌農学校の校舎の改築・移転が実現した。

札幌農学校は明治34年4月15日付けで土木工学科と森林科の入学資格を中学3年修了者から中学校卒業者に引き上げる校則改正案を文部省に提出し、7月に認められた^(注43)。それは「中学校三学年修了したる……入学生徒は学力不同素養不十分にして授業上に於て不都合の点不堪候に付中学校卒業生を入学せしむる」というものであり、札幌農学校の森林科は土木工学科とならんで専門学校レベルに引き上げられた。そして、専門学校レベルに引き上げられた森林科と土木工学科への入学生が卒業する明治38年には校則が改正されて卒業生は得業士と称することが出来るようになり、森林科も林学科と改称した^(注44)。

明治31年の「札幌農学校拡張意見書」に示された医学科と商業科新設は実現してはいないが、水産学科は札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格する直前の明治40年に設置が決定している。また、明治34年の札幌農学校の拡張案に示された大学レベルの農芸化学科や林学科の設置は農科大学への昇格まで実現されなかった。札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格した段階で専門学校レベルの専門学科は

農科大学の付設学科とされ、土木工学科と水産学科はそのままの名称を使用し、森林科(林学科)は本科での林学科の設置とともに附属林学実科になっている。農芸科は廃止されて、代わりに附属農学実科が創設されている。

札幌農学校のこうした拡張は当然財政的負担を増大させるものであることを明治31年の「札幌農学校拡張意見書」でも認めていた。だが、この財政的負担の増大について「札幌農学校拡張意見書」は次のようにいう。「其規模を拡張し且つ三十二年度経常費の如きも幾何の増加を見ることあらんとす本校基本財産の収入年々其増加を見るを以て己上諸学科を新設するも敢て国庫の歳出の仰くの額甚大なならざるへし」と。ここでいう本校基本財産は維持資金の財源である農場に他ならない。札幌農学校が内務省から文部省への移管を決意するのは、予算の縮小もさることながら、維持資金を保有できないことにあった。この維持資金は札幌農学校が東北帝国大学農科大学へと昇格する上での一つの重要な根拠とされ、医学部を創設して北海道帝国大学として独立するための財源となり、九州帝国大学に先駆けて北海道帝国大学に理学部を創設する財源となるものであった^(注45)。そしてここでは札幌農学校を拡張するための財源としての役割が強調されている

5. 札幌農学校の維持資金と農場・演習林の創設

5.1 農校園の再編と農場の拡大

戦前の大学の特別会計では、維持資金の現金収支は学校の経常・臨時的歳入・歳出と区別して経理されていた。維持資金の収入、すなわち、その財源は、学校の歳入から歳出を差し引いた残余、維持資金ある公債証書の売却代金、そして、農場、演習林、附属宅地などの売却代金である。維持資金の用途である支出は、学校の臨時歳入への維持資金繰り入れ、公債証書や農場・演習林の不動産などの購入代金である。日常の農場や演習林経営の収入・支出、附属宅地の貸付代金は、医学部付属病院の収入・支出とともに学校の経常の歳入・歳出として経理されていた。したがって、農場・演習林の財政的意義を検討するためには維持資金の現金収支ばかりでなく、北大全体の財政との関連で分析しなければならない。しかも、「特別会計の予算決算面にあらわれる『資金部』の収支はあく

までも金銭的収支であり、「土地や建物の資産はこの収支のいわば基底にあって姿をかくしている」^(注46)から、札幌農学校の維持資金の財政的意義を明らかにするためには、維持資金の財源であった土地を中心とする資産 - 農場と演習林 - に立ち入って分析しておく必要がある。農場・演習林の北大全体の財政的意義についての分析は機会を改めてふれることにしたい。

開拓使によって創設されて以来、札幌農学校は実業教育と農業の実践的模範を示すために農校園を設置していた。明治18年の金子堅太郎の批判と北海道庁の官業払下政策のもとで農校園は縮小され、これ以降、札幌農学校は存続の危機に陥った。だが、アメリカから帰国した佐藤昌介が「米園農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」で提案した「北海道庁から広大な未開地の払下を受けて『営業主義』による農場経営を開始し、その収益を農学校永遠の資金として蓄積する」という構想は北海道庁の支持を受けた。明治20年以降、再び北海道庁から原野の払い下げによって広大な農場用地を獲得していく。札幌農学校の農場は明治22,3年当時で1,235 haに達し、農園、簾舞開墾地、茨戸開墾地の三つに分けられて管理されていた^(注47)。農園は現在の北大キャンパスと農場となっている箇所所在し、西欧農法の実験と教育・研究に利用するもので、268 haに達していた^(注47)。簾舞開墾地は647 haで、「目下学生々徒開墾演習地」とし、将来は牧畜業を予定していた^(注47)。また、茨戸開墾地は320 haの湿地で、「学生々徒をして其排水法を設計し開墾法を実習研究せしめて其開拓法の他所に比して難易差異あるの点を弁別せしむる」ことを目的にしていた^(注47)。そして、開墾された農地経営による収益が札幌農学校収入金として交付されることが、北海道庁長官の許可をえて明治23年から4年間予定され、維持資金を形成しようとしていた。こうした農場運営は、クラークの後に農場監督であったブルックスが明治19年まで中心になっていた。だが、ブルックスは明治20年4月に農場顧問になり、南鷹次郎が農場監督について運営の中心になった。北海道農業の模範農場と試験・研究、そして、学生実習に重点を置いてきた農場運営の方針は明治20年に収益性の重視に転換し、試験・研究は一部に限定されることになった^(注47)。農場経営が「一昨年已来収支計算上潤益を見る」にいたった明治22年4月20日には「尚一層開墾事業を拡張」するために農園からの収入金

を従来の「農業試験費」とあわせて交付するように札幌農学校は北海道庁に依頼した^(注48)。北海道庁は明治23年から四年間について札幌農学校収入金を交付することを認めた。だが、明治23年4月から施行された「会計法」と「官立学校及図書館会計法」によって札幌農学校への収入金の交付は実行に移されなかったと考えられる。

また、明治22年4月から北海道庁に札幌農学校は胆振国幌別郡サッチナイ(現在の登別付近)に位置する原野約3,000 ha(壱千万坪)の交付を申請した^(注49)。交付こそ認められなかったが、その申請文書に広大な農場を設置する目的と計画とともに、札幌農学校の農場に小作人を配置する意志を初めてあらわしていることが注目される。それは、「本校永遠の維持方を謀らんとするには事業経費の都合を見計り漸次付属農場の数を増加し或は小作学田地を興し其实益を収めて資産の増殖を図り他日本校独立の基礎を固めるの計画」としていることである。そして、明治22年10月には北海道庁に簾舞と茨戸開墾地に小作人を配置する伺いを提出し、明治22年12月5日付けで北海道庁の認可を受けている^(注50)。だが、この北海道庁の認可によって札幌農学校は直ちに農場へ小作人の配置を開始したかどうかは明らかでない。少なくとも札幌農学校の農場へ小作人を配置することは明治22年12月以降のことであると考えなければならない。明治23年3月には札幌農学校の農場の大部分が北海道庁に返却され、明治23年4月以降は札幌農学校の同窓会が、北海道庁から寄付されてこの農地の開墾・経営に当たっている。したがって、札幌農学校の農場へ小作人を配置したのは、大庭幸生^(注51)が指摘するように札幌同窓会による農場経営を開始した明治23年からであった考えるべきであろう。しかし、札幌農学校の広大な農場の形成と小作人の配置は札幌農学校の維持資金の形成と増殖のために構想されたことを明記しておかなければならない。

札幌農学校に代わって農場経営を行うことになった札幌農学校の札幌同窓会は、明治23年に北海道庁から119 haの農用地の払下と北海道土地払下規則によって未開地約1,000 haの貸下を受けている。札幌同窓会の目的は、「専ら学術の応用を実地に試み以て広く経済的農業の模範を世人に示すことを務め其資産は時期を見て政府に寄付し以て札幌農学校維持資金の幾分を卑補仕度素志に之有」^(注52)というものであった。

特別な資金を所有できなくなった札幌農学校は「官立学校及図書館会計法」の適用を受けるべく運動を開始する。札幌農学校の主張は、前に見た佐藤昌介の「札幌農学校に特別会計法を施行するの議」の草稿に示されている。その主張を要約すると次の様なものであった。北海道の拓殖を推進するためには「実業の教育」をもって「英才を薫陶し農事改良工業振作の本源を涵養する」札幌農学校が不可欠であり、「学事と行政とは其趣を異にし随つて経費も別途に出るを以て至当」である。欧米諸国では「学校の経費を全く国庫より支出するもの甚だ希なり多くは基本財産を有し其収入を以て経費を支弁」し、「永遠維持の方法強固なるを以て仮令一朝国庫空乏を告ぐるも其影響に依りて学事の衰退を来す憂」がない。札幌農学校に特別会計法を適用して、その「附属の学田地及農場」と札幌農学校同窓会の土地財産を基本財産に編入し、「国庫の剰余金幾分を仰て其基金と」して、札幌農学校の「経済独立の基礎」を確立することが緊急の課題だというのがその主張であった。こうした主張は政府にも認められ、明治26年の文部大臣と内務大臣の協議によって札幌農学校の文部省への移管が決定し、明治28年から「官立学校及図書館会計法」が適用された。だが、札幌農学校は、文部省への移管によって縮小・格下げに直面することは先に見た通りである。この間、明治22年から北海道庁に学田地の下付を申請していた札幌農学校は、明治23年4月には夕張学田地(現在の栗山町)1,200 haが北海道庁から札幌農学校へ「仮に引渡」として保有することになった^(注53)。

明治28年4月1日から札幌農学校に「官立学校及図書館会計法」が適用されることになり、札幌農学校の地所建物の維持資金への編入が3月27日の閣議に付された。札幌農学校同窓会から寄附された農場は札幌農学校の地所建物とともに4月1日付けで維持資金に編入され、明治28年4月4日には農事部が設けられて第一農場から第七農場にわけて管理されることになった。また、この閣議によって札幌農学校を含めた文部省の直轄学校と図書館の土地・建物の今後の増加分は閣議を経ることなく維持資金に編入されることとなった^(注54)。

そして、明治29年には札幌農学校の維持資金を拡充するために「フラヌ原野」3,370 haを北海道庁から払下られ^(注55)、第8農場になっている。札幌農学校としては「フラヌ原野」の取得が最後の農場用地として土地の拡大であり、この後、札幌農学校は維持資金の

財源として基本林と演習林の獲得に転換している。「フラヌ」原野の払下を受けた理由と経過は以下に述べる通りである^(注56)。札幌同窓会から寄付をうけた土地はすべて既墾地で、現在は夕張学田地の第5、第6農場の開墾に着手し、数年で開墾が完成する。この時点で農場から得られるおおよその収入を見積もると、20年後の明治50年には「貳萬千七百円の収入を得之に……学校収入貳千七百円(試験料,利益金,雑収入…筆者)を併算すれば参萬貳千余円となり現今之經常歳出額に近きもの」になるということが明治28年時点での札幌農学校の見通しであった。だが、この農場からの収入の見通しは、「小作料貸付料及生産物払下代の収入より概算」したもので、「一朝気候の変遷に俱い作物不登なることあるならば必ず収入金の減少をみる年」もある。札幌農学校の経済的安定のためには、「本道に於て新に壹千坪以上の農耕地を墾成するに最も適當の学田地を本校資金に編入する」ことが緊要であるということが札幌農学校の主張であった。札幌農学校は、北海道庁と数回にわたって協議を続けて「石狩国ソラチ郡『フラヌ』原野に於て大約壹千拾壹万坪本校学田地として交付方差支無之見込」という回答をえた。この「フラヌ」原野の開墾によってえられる収入を見込めば、「全く政府支出金を仰かずして本校の経済を維持」できるというものであった。こうして、「フラヌ」原野も札幌農学校の維持資金に編入され、第8農場となり、明治29年には札幌農学校の農場の面積は約6,000 haに達した。

札幌農学校は先に見た明治30年の末の「札幌農学校拡張意見書」では広大な農場の所有を背景に次のようにいう。それは、札幌農学校が土木工学科、森林科などを増設して拡張したとしても「基本財産の収入年々其増加をみるを以て己上諸学科を新設するも敢て国庫の歳出を仰くの額甚た大ならざるべし」と。そして、中等レベルの土木工学科、森林科を開設し、拡張した札幌農学校の経済的基盤として構想されたのが基本林の創設に他ならない。

5.2 基本林と演習林の創設

札幌農学校が中等教育レベルの森林科を開設して林学教育を開始したときに基本林の創設が構想され、現在の雨竜地方演習林(以下では雨龍基本林とする)と中川地方演習林(以下では中川基本林とする)が設置された^(注38)。基本林の設置目的と理由、そして、その規模について述べているのが札幌農学校長から北

海道庁長官にあてた明治32年3月13日の札農秘第号「本校基本林に関する件」^(注57)である。すこし長いがその部分を引用すると以下の通りである。「本道拓殖の進歩に伴い実業教育拡張の必要を被認候に付明年度(明治32年9月1日…筆者挿入)より本校に森林科を新設し森林教育の普及を謀る計画に有之爾後も拓殖の趨勢に応じ益農工其他実業に関する教育の整備を整い學術の普及を謀り実業振興に資する所有之度見込み候処如何せん本校の財源不十分に於て拡張費を支弁難致甚た遺憾の次第に有之就ては貴庁御所轄官林の本校基本林として拾万町歩を譲受本校永遠の資金に供度候」と。これで見ると基本林の創設の目的は、明治20年から拡大してきた農場とともに森林教育を含めた「益農工其他」の実業教育の専門学科を拡張しようとする札幌農学校の財源、あるいは「永遠の資金に供」することにあつたことは明らかである。その基本林の規模は100,000 haを構想していた。

この後、札幌農学校は、明治32年から施行された官林種別調査が終わらなければ確答ができないが、50,000 haであれば差し支えないという北海道庁の回答を得た。こうして札幌農学校は、北海道庁を所管する内務省との交渉を文部省に依頼した。札幌農学校、文部省、内務省そして北海道庁との交渉の結果、明治34年に30,000 haの雨龍基本林、明治35年に20,000 haの中川基本林が創設された。そして、現在の天塩地方演習林は大正2年に創設されたが、それは札幌農学校が東北大学農科大学に昇格する直前の明治39年に創設が構想されている^(注58)。それは、雨龍、中川の基本林の存在を前提にして構想され、札幌農学校の基本林は雨龍と中川の二箇所50,000 haにおよぶが、互いに隔絶していて営林上不便であるのみならず、その面積も独立の営林区としては不足している。中川基本林以南から雨龍基本林までの国有林約100,000 haの割譲によって約150,000 haの一団地の林地を形成し、独立の営林区となすことができる^(注59)。また、基本林は維持資金の財源として札幌農学校の経済の基礎たるべきもので、明治40年度には水産学科を開設する予定であり、今後も、各学科を拡張する必要があるから基本林を造成することは緊急を要するというものであった。

だが、この基本林構想がそのまま認められたわけではない。明治40年に札幌農学校から昇格した東北帝国大学農科大学が内務省と文部省を經由して北海

道庁からの回答を得るのは明治 45 年であるが^(注60)、その回答では札幌農学校が希望した森林は拓殖上森林経営上必要なので希望には応ずることはできないとしている。その代わりに既設の中川基本林に接続した天塩郡の国有林(現天塩地方演習林)は農科大学の「演習林及基本林」として適当であり、その当時締結中の三井物産株式会社との「年期特売契約」の権利義務関係を引き継ぐのであれば、農科大学に譲渡してもよいというものであった。農科大学は三井物産株式会社との年期特売契約を引き継いで「天塩(トイカンベツ)演習林」を創設することを希望し、内務省から文部省に森林の管理換えが行われ、大正 2 年 10 月 28 日には東北帝国大学維持資金に編入されている^(注61)。こうして北大の大規模な三つの演習林が道北に集中して創設されることとなった。だが、それは教育・研究のための演習林としてではなく、札幌農学校の維持資金の財源である基本林として創設されたものである。

現在の苫小牧地方演習林は、これまで述べてきた基本林とは異なった目的、すなわち、文字通り演習林として創設された。苫小牧地方演習林は、創設当初、札幌農学校演習林と称されていたので、ここでは札幌農学校演習林と称する。

札幌農学校長から北海道庁の殖民部長にあてた明治 36 年 11 月 12 日付けの札農会第 193 号^(注62)によって「生徒演習林」の創設のために官林の譲渡を要請している。そして明治 36 年 11 月 27 日には北海道庁の殖民部長から札幌農学校長にあてた拓殖第 5572 号^(注63)によって回答がよせられている。それは、「貴校演習林の義に付……官林六百七十五万坪を貴校生徒用演習林として官有地第四種文部省用地に地種組替相成候間御了知候」というものであった。そして、明治 37 年 1 月に維持資金に編入され、札幌農学校演習林として発足した。札幌農学校演習林(現在の苫小牧地方演習林)の幌内事業区施業案説明書によれば、この札幌農学校演習林は「専ら学生の演習に供し測量測樹造林經理其他林学諸般の实地演習並に研究に資するを目的」とされている。この札幌農学校演習林は、維持資金には編入されているが、札幌農学校の中等教育レベルの森林科が明治 34 年に専門学校レベルに引き上げられた後の明治 37 年に「实地演習並に研究」のために札幌農学校演習林として創設されたことが注目される。

5.3 農場、基本林、演習林の管理・運営

こうした札幌農学校の維持資金の財源として創設された農場・基本林・演習林の管理・運営について見ると以下の通りである。農場は、明治 28 年 4 月 4 日に制定された「校務規程」では農事部をおき、札幌農学校の農用地は第 1 から第 7 農場に分けて管理・運営されることになった^(注64)。農事部長には南鷹次郎が任命され、農場を管理する農事掛、明治 32 年に農芸科となる農芸伝習科の事務処理する伝習掛、そして、植物園掛がおかれていた。そして、明治 32 年 3 月に「札幌農学校処務規程」(明治 32 年 3 月達 3 号)が制定され、「校務規程」は廃止された。札幌農学校の農事部長は、植物園長、博物館長とともに明治 33 年 3 月 29 日勅令 89 号(文部省直轄学校官制中改正)によって文部省直轄学校官制に登場している。雨竜基本林が創設された翌年の明治 35 年 3 月 1 日には「札幌農学校処務規程」が改正され、農事部の事務分掌に「基本林に関する事項」加えられ^(注65)、同じ年の 5 月から基本林長が発令されている^(注66)。そして、札幌農学校演習林が創設される直前の明治 36 年には「札幌農学校処務規程」に「演習林に関する事項」加えられ、基本林長と演習林長が発令されている。

「札幌農学校一覽從明治 28 年至明治 30 年」によれば、維持資金は土地、建物と額面 11,500 円の公債証券からなり、そのうちで土地は明治 30 年 3 月 31 日現在でおおよそ 5,829 ha に達し、本校敷地 4.5 ha、本校官舎敷地 1.2 ha、植物園敷地 11.5 ha、農場 5,812 ha に分類されていた。広大な面積の農場は戦前を通じて 8 箇所に分画され、92.2 ha の第一農場は「専ら学生々徒の実習並びに各種試験場」として、163.4 ha の第二農場は「専ら欧米の農業法に則り牧畜、耕作の業を専らとし…本道農界の模範となせり」とされ、そして、6 箇所、5,566 ha におよぶ第三から第八農場は小作農場として運営された。また、亀田郡七飯村にあった第七農場は、第二農場の一部を北海道庁の農事試験場用地(現在、北海道立の試験研究機関が置かれている。)として交換して設置されたもので、その大部分は理学部の創設の時に売却され、朱鞠内湖の売却代金とともにその創設資金の一部となった。なお、この小作農場は戦後の農地改革によって開放されている。

明治 32 年からの 5 力年の継続事業によって農学校校舎が現在の北大の位置に改築されたが、その校舎敷地と寄宿舍敷地などは明治 33 年に第一農場から

12.3 ha が組み替えられ、明治 34 年には第二農場から 27.3 ha が附属宅地と校舎敷地に組み替えられている。明治 36 年 9 月には新校舎などの建築物が維持資金に編入され、札幌農学校は北大の現在地に移転した。その後、第一・第二農場から医学部用地、農学部用地、理学部用地、工学部用地などに組み替えられ、現在のキャンパスと現在の北大農学部附属農場が形成されている。

札幌農学校同窓会が農場を管理していた時点から宅地として利用されていた箇所と明治 35 年に農場から附属宅地に地目変更された第二農場の一部は、札幌農学校の旧敷地(校舎跡地と官舎跡地)とともに維持資金の附属宅地を形成した。この附属宅地は明治 38 年では 47.7 ha に達し、札幌農学校の維持資金の膨大な財源の一部をなしていた。ちなみに、この附属宅地の内 31.3 ha は大正 8 年 1 月 30 日に価格 1,301,125 円で売却され、北海道帝国大学医学部付属病院の創設財源の一部になった^(注45)。残りの附属宅地の大部分は、第二次大戦直後に文部省所管特別会計所属の雑種財産に編入されたが、昭和 28 年 2 月 21 日に大蔵省に引き継がれた。

さて、明治 34 年と明治 35 年に創設された雨龍基本林と中川基本林、そして、明治 37 年に創設された札幌農学校演習林も維持資金に編入されている。そして、中川基本林は明治 35 年から、雨龍基本林は明治 42 年から立木処分を開始した。札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格してから基本林を演習林に編成換えするとともに海外植民地にも演習林を設置し、その保有規模を拡大していった。そして、東北帝国大学農科大学が医学部を創設して北海道帝国大学として独立する直前の大正 4 年から演習林は官行斫伐事業を開始して事業規模を拡張した。この演習林の歳入・歳出は、農場のそれとともに札幌農学校、あるいは、北海道帝国大学の経常歳入・歳出に組み込まれ、長期間にわたって大学財政を支えた。また、昭和 3 年からは雨龍基本林の一部(現在、雨竜郡幌加内町の朱鞠内湖とその周辺の北海道電力株式会社の山林)を旧王子製紙株式会社の子会社である雨竜電力株式会社に売却し、その代金収入は北海道帝国大学理学部の創設資金になった^(注45)。

6. おわりに

現在の北大は他の国立大学に比較すると、各学部

に設置されている多様な教育・研究施設とともに広いキャンパスと広大な農場・演習林を保有していることが一つの特徴である。こうした北大の農場・演習林の運営・経営実態の歴史については先行研究^(注66)によってある程度明らかにされている。だが、この農場・演習林の創設の目的や経過について創設時の資料にさかのぼって検討した研究はほとんどない。この報告では、札幌農学校の危機を検討し、農場・演習林の大部分が、開拓史の廃止から札幌農学校が東北帝国大学農科大学に昇格するまでの危機の時代に維持資金の財源として形成されてきたことを明らかにしてきた。

札幌農学校の農場・演習林が創設される大きな要因となった維持資金は戦前の大学特別会計制度の最も大きな特徴であり、それは資金の保有による国庫からの大学の独立を基本構想としていた。だが、この維持資金構想の形成には明治の初期に二つの源流があったと考えられる。その一つは文部省 東京大学に源流を発するもので、明治 6 年から明治 12 年まで文部行政の実質的担当者であった田中不二麿によって構想され、実現が推進された。その維持資金構想は、東京大学を帝国大学へと再編成した森有礼を文部大臣とする文部省 帝国大学に引き継がれた。そして、帝国議会が開設されるに及んで資金の保有による大学の独立、とくに議会からの独立が課題として浮上し、明治 23 年 4 月から施行された「官立学校及図書館会計法」によって維持資金が法制化されている。

これに対して、札幌農学校の維持資金はこれとは別個に構想され、明治 10 年 10 月の黒田清隆の諮問にこたえて提出された維持資金構想にさかのぼる。それは、北海道の開拓を担う人材養成の高等教育機関の財政的基盤として維持資金が構想された。そして、佐藤昌介の「米国学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見」によって具体化され、これまで教育・研究用とされてきた農校園は「営業主義」の運営に転換した。そして、農場を拡大するとともに小作制を導入して収益を蓄積し、維持資金を形成しようとしていたと考えられる。こうした意味で札幌農学校の維持資金構想とそのモデルとなったと考えられるモリル法 ランド・グラント・カレッジとの関連、そして、農校園の教育・研究用から「営業主義」への転換と農場の拡大の経過を維持資金構想の形成という視点から再検討する必要がある。

また、この維持資金については、島恭彦が指摘するように^(注46)、資金の保有による大学の独立、とくに議会からの独立を意図するものであったが、それを達成した大学は一校もない。そして、明治23年の「官立学校図書館会計法」から東京帝国大学と京都帝国大学の定額制による予算を廃止した大学特別会計法の改正(大正15年3月、法律17号)までの講座研究費の成立過程を分析した羽田貴史^(注67)は、大正末の大学特別会計法の改正による東京・京都の両帝国大学の定額制による予算の廃止と講座研究費の成立によって資金の保有による大学の独立という構想は実質的に終焉したとしている。だが、帝国大学や専門学校などの会計制度には資金の保有による独立という理念が戦後直後まで残ったことも事実である。

北大の場合には、こうした維持資金が医学部や理学部の学部創設、そして、キャンパス形成に果たした役割が大きく、しかも、戦前にあつては農場や演習林の収入・支出が北大の歳入・歳出に組み込まれて運営されていた。だが、この報告では農場・演習林の収入・支出と北大全体の歳入・歳出について全く触れることができなかつた。北大の歳入・歳出と農場・演習林の収入・支出、そして、維持資金との関連を北大の財政という視点からの分析する事が今後の大きな課題である。また、北大は他の国立大学に比較して一つに纏まったキャンパスを保有していることが特徴の一つであるが、北大のキャンパス形成という視点から農場の土地の変遷を分析することも今後に残された課題である。

最後に、札幌農学校が文部省に移管して「官立学校及図書館会計法」の適用を受ける時期は、札幌農学校の存続と縮小・格下げの危機であると同時にもう一つの転換点として研究される必要があると考えられる。大島智夫^(注68)は札幌農学校の危機の背景について次のようにいう。それは、「明治政府の統制の埒外にあつて米国のカレッジ方式をとり、高度の人文・教養教育を施し、あまつさえ耶蘇教が生徒にひろまるを容認した札幌農学校教育にたいする明治政府の嫌悪感があり、札幌農学校は「創設の理想を堅持して廃校のリスクをおかすか、政府の意を迎えて存続をはかるか」の二者択一が迫られていたと。そして、札幌農学校の第一期生であり、札幌農学校の教授であつた大島正健は明治26年10月23日に辞職した。もっとも、大島正健の辞職は札幌農学校とキリスト教・独立教会の創成期 - という視点からも分析すべき問

題ではあるが。また、札幌農学校工学科の教授であつた廣井勇は工学科の廃止が決定した明治26年から道庁技師を兼務し、学生が卒業して工学科が廃止された明治30年には札幌農学校を辞職している。そして、この札幌農学校の危機の時期は、創設の当初、モデルとしていたアメリカから離れてドイツへの傾斜を強める時期でもあつた。事実、札幌農学校の卒業生の留学先は、当初、米国であつたが、廣井勇・新渡戸稲造は米国・ドイツへ、そして、その後の卒業生の留学先はドイツ・フランス・米国へと変化し、札幌農学校の語学教育にもドイツ語教育が取り入れられている。こうしたことは札幌農学校の伝統、あるいは、「校風論」にかかわる問題であると考えられるが、今後の研究を期待したい。

注

1. 矢内原忠雄(1952),『大学について』,東大出版会,92-93
2. 蝦名賢造(1980),『札幌農学校 クラークとその弟子たち』図書出版社,300-307
3. 山本玉樹(1993),『W・S・クラーク博士論文集』北海道大学理学部,42-43
4. 研究代表者永井秀夫(1980),『昭和54年度科学研究費研究成果報告書 日本近代史における札幌農学校の研究』
5. 北海道大学(1982),『北大百年史(通説)』(ぎょうせい,以下の引用ではぎょうせいを略す。)
6. 田中彰(1980),「農学校と岩倉使節団」,4)に所収,9-19。
7. 天野郁夫(1993),『旧制専門学校論』,玉川大学出版部
8. 金子堅太郎(1885),「北海道三県巡視復命書」,北海道庁(1936),『新撰北海道史』に所収。
9. 家永三郎(1962),『大学の自由の歴史』塙書房,29-32
10. 高嶋正彦(1982),『農学園』5に所収,536-549。
11. 北海道大学(1982),『通史』5に所収,1-486。
12. 佐藤昌介(1886)「米国農学校の景況及び札幌農学校組織改正の意見(佐藤昌介復命書草稿)」,『北大百年史 札幌農学校資料(二)』(北海道大学,ぎょうせい,1981,以下の引用ではぎょうせいを略す。)に所収,25-44。

13. 「646 札幌農学校管制」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 44。

14. 佐藤昌介「北海道五十年」(『現代』第一二巻第三号, 1931年3月), 中島九郎『佐藤昌介』(1956年), 「707 北海道植民地に農学校を必要とする意見(佐藤昌介草稿, 二一年)」(北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 121-128)。

15. 明治22年8月17日勅令第105号, 「728 札幌農学校管制改正の件」(北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 176)。

16. 明治22年7月29日勅令第102号, 「727 屯田兵条例改正の件」(北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 175-176)。

17. 「756 北海道庁所管学校高等官進退に付請儀」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 213。

18. 「769 札幌農学校官制改正の件(勅令第6号)」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 224。

19. 「780 札幌農学校官制改正の件(勅令第182号)」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 237-238。

20. 「799 札幌農学校に特別会計法適用に付佐藤校長心得意見書草稿」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 269-271。

21. 「815 札幌農学校文部省に直轄及特別会計施行の件」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 321-323。

22. 「816 札幌農学校管轄等の件(勅令第208号)」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 323-324。

23. 「821 文部省へ移管一年延期の稟議」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 335-336。

24. 文部大臣官房会計課長から札幌農学校長にあてられた明治28年10月12日付未会甲1066号の別記。なお, 未会甲1066号は「875 校則改正の顛末等に付報告」(北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 423-424)。

25. 寺崎昌夫(1968), 「高等教育」, 『井上毅の教育政策』(海後宗臣編, 東大出版会,)に所収, 299-488。

26. 明治28年10月12日付未会甲1066号, 22)に同じ。

27. 明治28年12月19日未機88号, 「875 校則改

正の顛末等に付報告」(北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 426-427)。

28. 菊池城司(1968), 「中等教育」(海後宗臣編『井上毅の教育政策』に所収, 195-298)にこの省令が所収されている。この省令の第一条では「尋常中学校の第一年級に入学せしむべき者は身体健康年齢12歳以上にして高等小学校2年課程を卒りたる者若しくは之に均しき学力を有する者とす」とされている。それまでの尋常中学校への入学基準が「学力」におかれ, 入学者の実態は高等小学校4年の修了者が大半であった。したがって, 札幌農学校の予科の廃止と中学校卒業者の本科への直接入学は, 札幌農学校の単なる格下げばかりでなく, 教育内容と程度の大幅な低下をもたらしたと考えられる。

29. 「868 校則改正の儀稟請」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 396-402。

30. 「871 校則改正の件認可」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 404。

31. 「874 校則実施取調委員会決議録報告」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 417-422。

32. 「878 札幌農学校入学志望者のために中学補習科設置の儀上申(10月27日)」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 430-431。

33. 佐藤昌介(1898), 「札幌農学校拡張意見書」, 「903 札幌農学校拡張に関する意見書進達の件」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 467-473。

34. 「909 札幌農学校卒業生の北海道拓殖に及ぼせる功績送付の件」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 488-489。

35. 北海道庁(1937), 『新撰北海道史 第三巻 通説二』に引用されている「岩村長官施政方針演説書」より。

36. 「886 教授定員二名増員に付上申」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 440。

37. 「892 校則中土木工学科規程追加の件認可」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 446-449。

38. 秋林幸男, 門松昌彦, 夏目俊二, 湊克之, 高畠守, 高橋廣之(1999)「札幌農学校の基本林と演習林の

創設」, 『北海道大学農学部演習林研究報告』, 56 (1), 1-17

39. 「909 簡易林学科新設説明書送付の件」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 488-489。

40. 「918 森林科設置に付教授助教授定員改正の儀上申」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 504-505; 「919 教授助教授定員改正の件(勅令105号)」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 505。

41. 「921 森林科規程追加及び土木工学科規程改正の件稟申」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 506-510。

42. 「938 農学校の拡張に関する臨時費概算に付回答」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』(北海道大学, 1981)に所収, 537。

43. 「943 校則中改正の件許可」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 542-547。

44. 「972 校則中改正の件稟請」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 591-593。および「974 校則中改正追加の件許可」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 594。

45. 秋林幸男, 門松昌彦, 湊克之, 西本肇(1997), 「札幌農学校の総合大学化と維持資金 北大理学部の創設と雨竜演習林を中心に一」, 『北海道大学演習林研究報告』45(2), 273-298

46. 島恭彦(1982), 「帝国大学特別会計の史的考察」, 『島恭彦著作集第三巻 日本財政論』(有斐閣, 331-357)に所収。なお, 初出論文は「国立大学特別会計制度の史的考察」(経済論叢93(4), 1964)と「帝国大学特別会計と演習林」(経済論叢93(5), 1964)である。

47. 札幌農学校(1890), 『札幌農学校一覧 従明治22年至明治23年』

48. 明治22年4月20日, 学21号「本校収入金御交付之義上請」および明治22年4月29日「720 農学校収入金交付の件認可」, 北海道大学(1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収。

49. 「729 幌別郡字サッチナイ原野の内本校属地へ下付上請」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 176-177。

50. 「739 付属開墾地に小作人配置の件許可」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料

(二)』に所収, 190-191。

51. 大庭幸生(1890):『附属農場』5に所収, 729-776。

52. 「840 札幌農学校同窓会所有不動産寄附願」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 365-366。

53. 「753 学田地下付に付通達」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 208。

54. 「839 札幌農学校所属地所建物維持資金編入等の儀に付請議」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』(北海道大学, 1981)に所収, 364。

55. 「880 フラ又原野維持資金編入の儀達」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 433。

56. 「866 札幌農学校資金増殖の儀に付稟請」, 北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』(北海道大学, 1981)に所収, 394-396。

57. 「939 雨竜郡森林を農学校維持資金に編入の件」(北海道大学 (1981), 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』に所収, 537-541。

58. 明治39年11月19日, 第93号「基本林造成の件」, 北海道大学事務局経理部管財課所蔵の資料『土地建物』(表紙がない)に所収。

59. 小鹿勝利(1985), 「演習林経営に関する社会経済史的研究 北大中川地方演習林を中心に」, 『北海道大学演習林研究報告』42(2), 221-442に札幌農学校の希望箇所が図示されている。

60. 内務次官から文部次官にあてられた明治45年5月22日付け「内務省93文甲20号」, 北海道大学事務局経理部管財課所蔵の資料『土地建物』(表紙がない)に所収。

61. 東北帝国大学総長から農科大学長にあてられた大正2年11月3日付け「発第6156号」, 北海道大学事務局経理部管財課所蔵の資料『土地建物』(表紙がない)に所収。

62. 原文は入手していない。

63. 北海道庁殖民部長から札幌農学校長にあてられた明治36年11月27日付け「拓殖第5572号」, 北海道大学事務局経理部管財課の資料「北海道大学国有財産沿革 雨龍演習林, 苫小牧演習林, 和歌山演習林」に所収。

64. 山田博司(1981), 「解説」, 『北大百年史 札幌農学校資料(二)』北海道大学に所収。

65. 北海道大学北方資料室蔵, 「916 No.2 諸規程

庶務規程追加」

66. 北海道大学の農場経営については9)の高嶋正彦「農学園」、51の大庭幸生「附属農場」がある。東京大学と北海道大学の農場・演習林の創設、そして、小作制度・林内植民については東日出夫「学田の解放」(北海道(1957),『北海道農地改革史 下巻』, 251-286に所収。), 北海道大学の高倉新一郎「北海道土地制度史」,(北海道(1954),『北海道農地改革史 上巻』, 11-155に所収。)に詳しい。北大演習林の経営と林内植民については有永明人「林内殖民制度の研究

北大演習林の林内殖民制度」(北海道大学演習林研究報告31(2), 1974, 141-281)と55)にあげた小鹿勝利の「演習林経営に関する社会経済史的研究 北大中川地方演習林を中心に」がある。

67. 羽田貴史(1983),「大正末期の帝国大学財政制度改革 講座研究費成立の意義」,『日本の教育史学, 教育史学会紀要』26, 4-25。

68. 大島智夫(1993),「島松の別離」,『クラーク先生とその弟子たち』(大島正健著, 大島正満・大島智夫補訂, 教文館, 1993)に所収, 297-308。